

甲突川ステップアッププロジェクト

社会実験実施要項

令和8年8月28日

鹿児島県土木部河川課

1 プロジェクトの背景・趣旨

本県では、河川空間のオープン化に向けて、民間事業者等による河川空間の賑わい創出の取組を支援しています。

これまで、甲突川をモデルに川床等を設置し、県民による水辺の魅力体験や、民間事業者が採算性等を確認するためのアウトドアダイニング等の社会実験を実施しております。

同プロジェクトでは、「地域活性化」や「稼ぐ力」の向上などの趣旨に賛同し、甲突川における事業活動等による賑わい創出に自立的・自発的に取り組んでいただける事業者を募集します。

2 社会実験テーマ

(1) 地域活性化

川床等を設置し、水辺のオープンカフェの実施などにより、河川空間を有効活用し、甲突川と一体となったまちの賑わいが創出され、地域活性化に繋がることを目指します。

(2) 自ら稼ぐ力

自ら稼ぐことを主眼において、このプロジェクトに参加する事業者を期待します。

(3) 自立的・自発的な取組

事業者が、自立的・自発的に行動し、持続性高い取組となることを期待します。

3 社会実験概要

(1) 実験実施期間

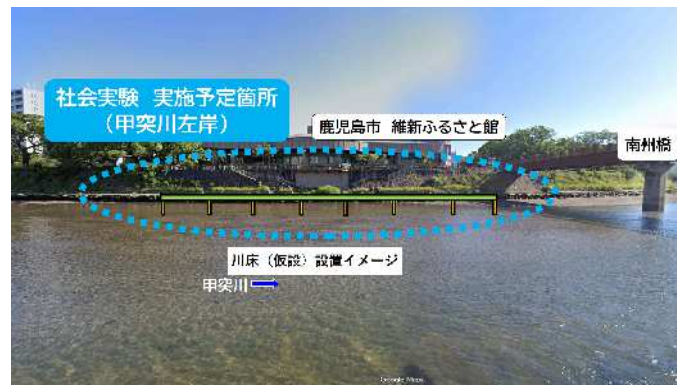
令和8年10月～令和9年3月末（予定）

※上記期間内において、社会実験（約1ヶ月間）を3回予定

(2) 実験対象エリア

甲突川左岸（予定）（鹿児島市 維新ふるさと館前）





(3) 期待する出店・活動プラン

ジャンル	内容例
飲食	オープンカフェ、コーヒー、BBQなど
物販	地産地消マルシェ、焼酎、ペット用ごはん販売など
体験型レクリエーション	スポーツ、サウナなど
環境学習	生物観察会など
水上アクティビティ	カヌー、カヤック、SUP、水上自転車など
船上アクティビティ	観光クルーズなど
健康・ウェルネス	フィットネス、ヨガなど
映像・光・アート演出	プロジェクションマッピング、野外映画館など

4 応募対象者

- (1) 「地域活性化」や「稼ぐ力の向上」などの甲突川ステップアッププロジェクトの趣旨に賛同し、自立的・自発的に甲突川における事業活動に取り組める方
- (2) 民間企業、各種団体、NPO、個人事業主等

5 参加要件

次に掲げる項目の(1)から(5)を全て満たす者

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (2) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条に定める暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 政治団体、宗教団体、その他知事が適当でないと判断する者でない者

6 スケジュール

- (1) 募 集 開 始： 令和8年8月17日（月）
- (2) 説 明 会 の 申 込 期 限： 令和8年8月27日（木）15時
- (3) 説 明 会 の 開 催： 令和8年8月28日（金）
- (4) 質 問 受 付 期 限： 令和8年9月2日（水）15時
- (5) 質 問 回 答： 令和8年9月4日（金）県HPにて公表
- (6) 社会実験の参加申込期限： 令和8年9月11日（金）15時
- (7) 社会実験参加者決定： 令和8年9月25日（金）

7 説明会（参加は任意）

- (1) 日時：令和8年8月28日（金）10:00～11:00（1時間程度を想定）
- (2) 場所：県庁16階会議室（16-A-1）
- (3) 方式：原則、対面方式（WEB参加あり）
※WEB会議用URLは、説明会参加者へ別途案内を予定しています。

8 その他

- (1) 事業活動の基本方針、区域、施設規模、期間、費用負担、遵守・禁止事項等の社会実験の実施にあたっての詳細については、説明会にてご案内します。
- (2) 社会実験における出店等に必要なヤードについては県で川床等の設置を予定しています。
- (3) 社会実験の参加応募のあった者の中から、社会実験テーマに合致する者を複数者選定します。
- (4) 説明会への参加は任意とし、説明会への参加の有無にかかわらず社会実験の参加申込みは可能とします。ただし、参加申込書の提出があった者は説明会における説明事項の詳細について、理解・承諾したものとして取り扱うこととします。

9 社会実験に係る手続き等

- (1) 説明会の参加申込書の提出
 - ア 期 限：令和8年8月27日（木）15時
 - イ 書 類：様式1（説明会申込書）
 - ウ 提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参によります。電子メールでも提出可能です。
 - エ 提 出 先：鹿児島県土木部河川課 治水係
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-3596（直通）
E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp

※電子メール送信後に上記提出先に電話で受信確認をお願いします。

(2) 社会実験の参加申込書の提出

ア 期 限：令和8年9月11日（金）15時

※ただし、社会実験出店者の募集はこれ以降も続ける可能性があります。

イ 書 類：様式2（参加申込書）

様式3（参加資格確認誓約書、誓約書、役員等名簿）

様式4（社会実験における出店実施概要）

ウ 提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参によります。電子メールでも提出可能です。

エ 提 出 先：鹿児島県土木部河川課 治水係

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3596（直通）

E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp

※電子メール送信後に上記提出先に電話で受信確認をお願いします。

(3) 社会実験に係る質問受付及び回答

ア 期 限：令和8年9月2日（水）15時

イ 書 類：様式5（質問票）

ウ 提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参によります。電子メールでも提出可能です。

エ 提 出 先：鹿児島県土木部河川課 治水係

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3596（直通）

E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp

※電子メール送信後に上記提出先に電話で受信確認をお願いします。

オ 回 答：令和8年9月4日（金）までに鹿児島県ホームページにおいて公表します。

10 社会実験詳細

(1) 実施期間

令和8年度10月～令和9年度3月末

3回に分けて実験を実施予定（以下の期間は現時点での想定）

・第1回目社会実験：令和8年10月中旬～11月中旬（約1ヶ月間）

・第2回目社会実験：令和8年11月下旬～12月下旬（約1ヶ月間）

・第3回目社会実験：令和9年1月下旬～2月下旬（約1ヶ月間）

※実施期間（活動日）については、参加事業者との協議により最終決定。

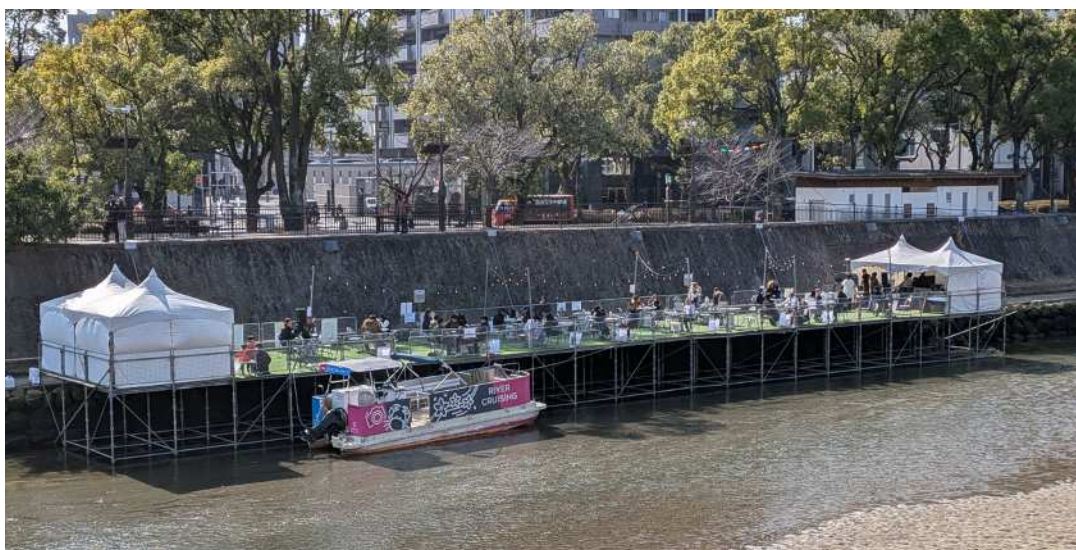
(2) 実施時間

・9時から21時までの範囲内で事業活動を行うこと。

・活動後は、遅くとも22時までに片付けを完了すること。

※時間帯については、参加事業者との協議により最終決定するものであ

- り、上記時間帯に常駐を義務付けるものではない。
- (3) 対象エリア
- ・「2 社会実験概要」のとおり
- ※ただし、対象エリア拡大等の希望については参加事業者決定後に受け付ける場合もある。
- (4) 川床（案）イメージ
- ※川床の形状、規模等は、参加事業者の出店内容も勘案して最終決定。



- (5) 社会実験の条件
- ①本プロジェクトの背景・趣旨を踏まえ、社会実験テーマに沿った事業活動の内容とすること。
 - ②本社会実験は「自主運営」を基本とする。河川管理者やエリアマネージャーから示されたルールの中で活動するだけでなく、参加事業者が主役となり、お互いに協力しながら自立的・自発的に魅力ある水辺空間を創り上げること。
 - ③今回の社会実験においては、仮設川床の占用料については無償とする。また、事業活動にあたっての河川占用許可申請については不要とする。
 - ④仮設川床については、参加事業者から施設利用料を徴収する予定。施設利用料は、エリアマネージャーとの協議により決定するものとし、エリアマネージャーが指定する期日までに全額を前納すること。なお、施設利用料は、社会実験の運営費や清掃費、消耗品等の維持管理費等として活用する。
 - ⑤原則、社会実験において、採算性検証のための収支報告やその他アンケート、また、ワークショップ等の意見交換に協力すること。
 - ⑥社会実験における広報活動は、河川管理者又はエリアマネージャーが行うこととするが、各参加事業者における広報活動が（SNS、HP等）社会実験の広報に資すると河川管理者が判断したものについてはこの限

りではない。

- ⑦テントサウナやペット同伴など、様々な事業活動があり得ることから、社会実験出店者が提案する事業活動については、今後の協議調整により決定する。

(5) 留意事項

- ①社会実験において、関係法令（河川法、消防法、食品衛生法など）や条例など遵守すること。
- ②原則、事業活動に要する経費は参加者が全て負担すること。
- ③施設利用料については、活動中止基準、または、参加事業者の都合により活動を中止した場合、納付済みのものは一切返還しないものとする。ただし、自然災害による著しい河川敷の損壊や、その他参加者の責に帰すことができない特別な事情により営業が完全に不可能となった場合等、特段の事由があると認められるときは、河川管理者及びエリアマネージャーと協議のうえ、利用料の全部又は一部を免除、若しくは返還することができるものとする。
- ④活動内容については、次に該当しないこと。
 - ア 法令や公序良俗に反する又はおそれがある。
 - イ 政治的・宗教的な要素を含む。
 - ウ 騒音・振動・河川への排水等を発生させ、周囲の良好な環境を保てなくなるおそれがある。
- ⑤安全管理や法令遵守、禁止事項を除き、日々の細かな活動方法、エリア全体の装飾やレイアウト、共同プロモーション、トラブル時のルールなどは、原則として、エリアマネージャーを含めた参加事業者同士の話し合いによって自主的に決定し、その内容について、エリアマネージャーを通じて河川管理者へ報告すること。ただし、河川管理者が必要に応じて活動方法などに変更を指示する場合もある。
- ⑥電気、ガス、水道はないため、必要な場合は参加者で準備することとし、準備に伴う必要な手続き等は適正に行うこと。また、新たな設備を設置する際は、近隣への迷惑とならないよう十分に配慮すること。
- ⑦上記⑥の設備については、参加事業者同士の協議により共同設置しても良いものとし、エリアマネージャーを中心とした共同設置でも可とする。
- ⑧ごみは分別して回収し、参加事業者の責において、処分業者へ依頼、廃棄すること。
- ⑨周辺の公園内トイレの清掃は、公園管理者が定期的の実施しているが、事業活動に伴う汚れの清掃や消耗品の補填等については、参加事業者により実施すること。
- ⑩火気を使用する際は、事前に所管の消防署への申請・協議を行い、その指導に従うこと。

- ⑪本社会実験の期間中、参加事業者自身、または利用客等の過失や事故等により、川床、河川施設、その他の付帯設備を破損または汚損した場合は、原則として参加者の責任と費用負担において、速やかにこれを原形に復旧（清掃・修繕・再設置等）すること。
※ただし、突発的な第三者の不法行為による被害、その他参加者の管理責任の範囲を超えるやむを得ない事情があると認められるときは、速やかにエリアマネージャーに報告し協議を行うものとする。（協議の結果、河川管理者が認めた場合に限り、原形復旧義務の全部又は一部を免除し、若しくは別途対応を講じるものとする。）
- ⑫活動中止基準に基づき、河川管理者が活動の中止、設備の撤去を指示した場合、活動中止・設備撤去によって参加事業者が発生した損害等については、補償しないものとする。
- ⑬実験の継続性や公平性を保つため、参加事業者の決定後、自己都合による一方的な途中離脱（辞退）は認めない。ただし、事業継続が困難となるやむを得ない理由（天災、健康上の理由など）が生じ、河川管理者との承認を得た場合はこの限りではない。

(7) 活動中止基準（日ごと）

- ①鹿児島市において、大雨、河川氾濫、暴風の気象警報が発表された場合
- ②甲突川流域の降雨により、河川が増水する危険が予測される場合。
- ③気象の変化（強風、落雷、高潮等）により出店継続が困難な場合。
- ④その他、気象状況や施設の適正利用等の観点から、出店の継続が困難と河川管理者が判断した場合。
- ⑤参加事業者の活動報告において、虚偽又は不正があったと河川管理者が認めた場合。

11 担当部署（問合せ先）

鹿児島県土木部河川課 治水係
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-3596（直通） FAX：099-286-5625
E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp